新設分割にかかる事前開示書面

2021 年 11 月 19 日

東京都世田谷区用賀四丁目１０番１号
株式会社セレス
代表取締役社長　都木　聡

1.新設分割計画の内容

当社が、新たに設立する株式会社ラボル（以下「新設分割設立会社」といいます）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます）の内容は、別紙「新設分割計画書（2021 年 11 月 19 日付)」の通りです。

2.分割対価の定めの相当性等に関する事項

(1) 本件分割に際しては、新設分割計画書に従い、当社は新設分割設立会社に対して承継する権利義務に代わる対価として、1,000 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。なお、交付株式数につきましては、当社が承継する資産等の事情、適切な出資単位の設定、その他諸般の事情を勘案した結果、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 当社は、新設分割設立会社の資本金および準備金の額を、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 6 条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、新設分割設立会社が承継する資産等および今後の事業活動等の諸般の事情を考慮した結果、当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

3.最終年度の末日後に生じた当社の重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません 。

4.本件分割が効力を生ずる日以後における当社及び新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割後の当社及び新設分割設立会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、財務及び損益の状況についても、当社及び新設分割設立会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は予測されておらず、本件分割後の債務の履行に特段の支障はないものと判断しております。また、当社が承継する債務は新設分割設立会社が併存的債務引受けをすること、新設分割設立会社の今後の事業展開等を勘案したうえで決定された資産を承継することから、本件分割の効力発生日以後における新設分割設立会社の債務の履行の見込みには問題がないものと判断しております。

なお、本件分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載して書面を備え置きいたします。

以上

新設分割計画書

株式会社セレス （以下、「当社」という。）は、中小企業等に対して資金調達に関する情報を提供するインターネットメディア「資金調達プロ」の運営事業およびフリーランスに対するオンラインファクタリング事業「nugget（ナゲット）」（以下、これらの事業を総称して「本件事業」という。）に係る権利義務を新設会社である株式会社ラボル（以下、「新設分割設立会社」という。）に承継させるため、新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うものとし、以下のとおり本件分割に係る新設分割計画（以下、「本分割計画」という。）を作成する。ただし、本件分割は会社法第 805 条の規定により、株主総会の承認を得ないで行う。

第 1 条（新設分割立会社の定款記載事項）

新設分割設立会社の本店の所在地は、次のとおりとし、新設分割設立会社の目的、商号、発行可能株式総数並びにその他新設分割設立会社の定款で定める事項は、別紙 A 記載のとおりとする。

本店の所在地 東京都世田谷区用賀四丁目１０番１号

第 2 条（新設分割設立会社の設立時取締役の氏名）

新設分割設立会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役　吉田　教充

第 3 条（新設分割効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「分割効力発生日 」という。）は、2021 年 12 月 1 日とする。但し、本件分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、分割効力発生日を変更することができる。

第 4 条（承継する資産、債務雇用契約その他権利義）

本件分割により当社から新設分割設立会社が承継する当社の資産、債務、雇用契約等その他の権利義務（以下、「本承継権利義務」という。）は、次のとおりとする。

（1）資産

① 現金　　金 2,000 万円

② 分割効力発生日における本件事業に係るたな卸資産、その他流動資産の一切

③ 分割効力発生日における本件事業に係る有形固定資産、無形固定資産（知的財産権を除く。）、投資その他の資産の一切

（2）契約その他の権利義務

分割効力発生日における本件事業のみに係る、ライセンス契約、業務委託契約その他契約（雇用契約を除く。）の契約上の地位およびこれに付随する権利義務（金銭債権・金銭債務

を含む）の一切。但し、承継に対して契約の相手方の同意等が必要な場合は、当該同意等が得られることを条件とする。
2.本承継権利義務には、次に掲げるものを含まないものとする。
（1）分割効力発生日において本件事業に従事する全ての当社の従業員についての雇用契約およびこれに付随する一切の権利義務。なお、分割効力発生日以降、 新設分割設立会社が本件事業を行うに必要な人員については、当社と新設分割設立会社で協議のうえ、出向その他の適切な方法で手当てするものとする。
（2）当社が保有する知的財産権の一切。なお、新設分割設立会社の成立日以降、新設分割設立会社が本件事業を行うに必要な知的財産権については、当社と新設分割設立会社で協議のうえ、使用許諾その他の適切な方法で手当てするものとする。
3.本件分割による当社から新設分割設立会社への債務の承継は、併存的債務引受の方法によるものとする。ただし、本件分割により新設分割設立会社へ承継された債務について、当社が分割効力発生日以降に履行その他の負担をした場合には、当社は、新設分割設立会社に対してその全額について求償することができるものとする。

第 5 条（新設分割設立会社の普通株式全部の取得）
新設分割設立会社は、本件分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として普通株式 1,000 株を発行し、当社にその全株式を割り当てるものとする。

第 6 条（新設分割設立会社の資本金および準備金の額）
新設分割設立会社の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

（1）資本金	金 5,000 万円
（2）資本準備金	会社計算規則 49 条 1 項が定める株主資本等変動額から上記（1）の金額を控除した額
（3）利益準備金	金 0 円

第 7 条（競業避止義務の不存在）
当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業について会社法第 21 条第 1 項に定める競業避止義務を負わないものとする。

第 8 条（条件の変更等）
本分割計画作成後、本件分割の効力発生までの間に、法令に定められた関係官庁の承認が得られないとき、または天災事変その他の事由により、本承継権利義務に重大な変動が生じたときは、当社は、必要に応じて本分割計画を変更し、または本件分割を中止することができるものとする。

第 9 条（規定外事項）
本分割計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができるものとする。

2021 年 11 月 19 日

東京都世田谷区用賀四丁目１０番１号
株式会社セレス
代表取締役社長　都木　聡

以上

株式会社ラボル

定　款

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社ラボルと称し、英文では、ＬＡＢＯＬ　ＩＮＣ．と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・販売・賃貸
(2) 情報処理サービス業並びに情報提供サービス
(3) 広告の企画及び制作並びに広告代理業務
(4) インターネットに関するコンサルティング業務
(5) 通信販売業
(6) 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業
(7) 債権の買取り、管理回収業務及びその他金融サービス
(8) 前各号に附帯する一切の事業

（本店所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都世田谷区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、100,000,000 株とする。

（株券の不発行）

第６条　当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければ

ならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第８条　当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（基準日）

第９条　当会社は、毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項にかかわらず、必要がある場合には、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出）

第１０条　当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

２　前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第３章　　株主総会

（招集）

第１１条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集することができる。

（招集権者及び議長）

第１２条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集する。

２　株主総会においては、社長たる取締役が議長となる。社長たる取締役に事故があるときは、取締役の協議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わるものとし、取締役全員に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

（招集通知）

第１３条　株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の１日前までに発する。

（招集手続の省略）

第１４条　前条にかかわらず、株主総会は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（決議の省略）

第１６条　前条にかかわらず、取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　　取締役

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役は、１名以上とする。

（取締役の選任）

第１９条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役の報酬等）

第２１条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（代表取締役及び社長）

第２２条　当会社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役１名を定め、代表取締役をもって社長とする。

２　当会社に置く取締役が１名の場合には、その取締役を社長とする。

３　社長は当会社を代表する。

第５章　　計　　算

（事業年度）

第２３条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までとする。

（期末配当金）

第２４条　当会社は、株主総会の決議によって毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（期末配当金の除斥期間）

第２５条　期末配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されない場合には、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

２　未払いの期末配当金には、利息をつけない。

第６章　　附　　則

（設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額）

第２６条　当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金5,000万円とする。

２　当会社の成立後の資本金の額は、金5,000万円とする。

（最初の事業年度）

第２７条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和４年１２月３１日までとする。

（法令の準拠）

第２８条　この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。